

☆新しい在留管理制度スタート☆

2012年7月9日から新しい在留管理制度がスタートいたします。

<新しい在留管理制度の対象者>

入管法上の在留資格をもってわが国に中長期在留する外国人（以下、「中長期在留者」と言います）で具体的には次の①から⑥のいずれにも当てはまらない人が新しい在留管理制度の対象者です。

- ① 「3ヵ月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ ①から③の外国人に準じるものとして法務省で定める人
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人

この制度の対象となる中長期在留資格者は例えば、日本人と結婚している方や日系の方（在留資格が「日本人の配偶者等」または「定住者」）、企業等にお勤めの方（在留資格が「技術」や「人文知識・国際業務」など）技術実習生、留学生、永住者の方であり、観光目的でわが国に短期滞在する方は対象になりません。

<新しい在留管理制度で何が違うのか>

- 在留カード（ICチップ付き）が交付されます。
- 在留期間が最長5年になります。
- 再入国許可制度が変わります。「みなし再入国許可」制度が導入されます
- 外国人登録制度が廃止されます。中長期在留者が所持する「外国人登録証明書」は一定の期間「在留カード」とみなされます

在留カードに情報が統一されることにより出入国時の手続きの利便性、住居地を定めてからの市区町村での手続きの簡便化が図れることとなる。

<新しい在留管理制度における手続きの流れ>

- ① 出入国港で入国の審査時、旅券に上陸許可の証印をするとともに在留カードを交付されます。
- ② 地方入国管理官署で、在留審査を行う際、在留更新許可、在留資格変更許可等の際、中長期在留者の方には新しい在留カードを交付されます。

☆職場意識改善助成金☆

中小企業における労働時間等の設定の改善を通じた職場意識の改善を促進する企業に助成金を支給します。

- ① 建築業、情報通信業又は運輸業に属する事業主
 - ② ①以外の業種であって事業開始前1年に置ける労働者の年次有給休暇の取得率が50%未満または一ヶ月平均所定労働時間が10時間以上ある事業主
- 該当されると思われる方は担当者までご一報下さい。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

でんかのヤマグチ

「電球1つでも配達いたします。」これが町の電気屋さんのスタイルです。これをとことん追求し、なんと売上高12億円、粗利益38%を達成した電気屋さんが、東京都町田市にある「でんかのヤマグチ」です。顧客を虜にした具体的なサービスを紹介します。

- ① 電球1個の交換もトンデ行きます！
- ② エコポイントの手続きのお手伝いもします！
- ③ 録画予約もします。高齢者には難しい録画予約やりもコン操作、今日のドラマの番組予約もトンデ行きます！
- ④ 冷蔵庫が壊れたら、修理の前に、クーラーボックスに氷を入れて、エアコンが壊れたら扇風機を持ってトンデ行きます！
- ⑤ 頼まれれば、営業車で駅まで送ります！
- ⑥ 頼まれれば、簡単な水回りの修理もやります！
- ⑦ 頼まれれば、部屋の中の模様替えのタンスの移動もお手伝いします！
- ⑧ 頼まれれば、“ペットのえさやり”“庭の水まき”“留守の見回り”もやります！

また、店内では、両替OK、駐車場の解放、トイレの解放、店内電話利用OK、救急箱、地域の詳細地図閲覧サービス、AED設置、店内コーヒーサービス、雨の日の傘貸し、雨の日のささやか券発行(100円の金券)などなど。

一方、本来の業務でも、安心5年保証、全メーカー修理、即日配達、即日修理訪問、ご結婚寿価格などを実施しています。

「遠くの親戚よりも近くのヤマグチ」と言われる御用聞きスタイルと「かゆい所に手が届く」ではなく「かゆくなる前に手が届く」サービスを心掛けています。

クールビズ開始

今年も5/1（火）～11/2（金）までの間、クールビズを実施いたします。男性社員のノーネクタイと社内設定温度の調整など、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今月の一言

『成功する人は、ゴミ箱にうまく投げられる人ではなく、はずした時に、入れなおせる人』

ゴミ箱にゴミを投げると、入る時もあるし、外れる時もあります。ゴミ箱に確実に入れることができるのは技術ですが、尊敬はされません。ゴミ箱に百発百中でゴミを入れる力のある人よりも、こぼれたらちゃんと拾いに行ける人が尊敬される人なのです。